新規許可申請 の記入例

全ての申請について、共通の 様式です。

事業計画等審査願

(あて先)

令和○○年△△月××日

滋賀県知事

申請者

住所 (法人にあっては、主たる事業所の所在地)

滋賀県大津市京町四丁目1番1号

氏名 (法人にあっては、名称および代表者の氏名)

株式会社 適正処理産業

代表取締役 滋賀 一郎

電話番号 077-528-000

FAX番号 077-528-×××

てください。) おって、書類の補正が必要な部分を連絡します。 連絡用にFAX番号も記入願います。

書類が整ったら、受付窓口に原則、郵送してく

ださい。(来庁される場合は、事前に日時を調整し

滋賀県では事前協議制度を導入しています。

補正資料ができたら、担当者と日程調整の上、 来庁もしくは郵送により、資料の差し替え等を行い、申請手数料を納めて、本申請となります。

滋賀県産業廃棄物の適正処理の推進に関する要綱第6条第1項の規定により、下記の許可もしくは指定の申請または届出について、関係書類を添えて提出します。

記

1 協議する許可もしくは指定の申請または届出(該当条項を○で囲んでください。)

区	分	収集運搬業	収集運搬業 (積替保管を含む。)	中間処理業	最終処分業
産業廃棄物	新規許可	法第14条第1項	法第14条第1項	法第14条第6項	法第14条第6項
処理業	変更許可	法第14条の2第1項	法第14条の2第1項	法第14条の2第1項	法第14条の2第1項
	更新許可	法第14条第2項	法第14条第2項	法第14条第7項	法第14条第7項
	変更届		法第 14 条の2第3項 において準用する法 第7条の2第3項	法第 14 条の2第3項 において準用する法 第7条の2第3項	法第 14 条の2第3項 において準用する法 第7条の2第3項
特別管理	新規許可	法第14条の4第1項	法第14条の4第1項	法第14条の4第6項	法第14条の4第6項
産業廃棄物	変更許可	法第14条の5第1項	法第14条の5第1項	法第14条の5第1項	法第14条の5第1項
処理業	更新許可	法第14条の4第2項	法第14条の4第2項	法第14条の4第7項	法第14条の4第7項
	変更届		法第 14 条の5第3項 において準用する法 第7条の2第3項	法第 14 条の5第3項 において準用する法 第7条の2第3項	法第 14 条の5第3項 において準用する法 第7条の2第3項

産業廃棄物	設置許可	法第15条第1項
処理施設	変更許可	法第15条の2の6第1項

再生利用業	新規指定	省令第9条第2号	
	村/妃1日/庄	省令第10条の3第2号	
	変更指定	細則第17条第1項	

2 現有する許可等の内容

許可(指定)年月日	新司 (松 宁) 巫日	
許可(指定)の有効年月日	許可(指定)番号	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

産業廃棄物収集運搬業許可申請書

(あて先)

ださい。

滋賀県知事

申請書第1面の申請者欄に記載 されたとおり許可証に許可業者 情報を記載します。

(特管許可申請も同様に記入) 令和○○年 △△月 $\times \times B$

・取り扱う産業廃棄物の種類を

すべて記入してください。

・ガラスくずとは、「ガラスく

・がれき類とは、「工作物の新

築、改築または除去に伴って

生じたコンクリートの破片

その他これに類する不要物」

陶磁器くず」です。

ず、コンクリートくずおよび

本申請の提出時に日付を記入してください。

法人の場合は、法人の登記事項証 明書に記載されている本店住所、 名称、代表者の氏名を記入してく

個人の場合は、住民票の写しに記 載されている住所、氏名を記入し てください。また、屋号の許可証 への記載を希望される場合はカ ッコ書きで記入してください。

申請者(〒 520 - 8577)

住 所 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

株式会社 適正処理産業

氏 名 代表取締役 滋賀 一郎

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 077-528-000

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を受け たいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲(取り扱う産業廃棄物 の種類(当該産業廃棄物に石綿含 有産業廃棄物、水銀使用製品産業 廃棄物又は水銀含有ばいじん等が 含まれる場合は、その旨を含む) 及び積替え又は保管を行うかどう かを明らかにすること。)

取り扱う産業廃棄物の内容にお ける石綿含有産業廃棄物、水銀 使用製品産業廃棄物および水銀 含有ばいじん等の有無につい て、「含む」「除く」いずれかに Oをしてください。

- 1. 汚泥 (無機性汚泥に限る)
- 2. 廃油(タールピッチ類を除
- 3. 廃プラスチック類
- 4. 紙くず
- 5. 木くず
- 6. 繊維くず
- 7. ゴムくず
- 8. 金属くず
- 9. ガラスくず
- 10. がれき類 11. ばいじん

『石綿含有産業廃棄物を含む・除

『水銀使用製品産業廃棄物を含む・除く』

『水銀含有ばいじん等を含む・除く』 事業の区分:積替え・保管を含まない

以上 11項目

事務所及び事業場の所在地

実際に事業を行っている場所 (駐車場含む)・連絡先を記入し てください。

事業の用に供する施設の種類及び 数量

積替え又は保管を行う場合には、 積替え又は保管を行うすべての場 所の所在地及び面積並びに当該場 所ごとにそれぞれ積替え又は保管 を行う産業廃棄物の種類(当該産 業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、 水銀使用製品産業廃棄物又は水銀 含有ばいじん等が含まれる場合 は、その旨を含む)、積替えのため の保管上限及び積み上げることが できる高さ

事務所 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

電話番号 077-528-△△△△

事業場 滋賀県草津市草津三丁目14-75

電話番号 077-528-△△△△

白

様式第六号の二(第九条の二関係)(第2面)のとおり

余

※ 事 処 理 務 欄 許可を取得された事業者の産業廃棄物 処理業者一覧への掲載について

□ 掲載を希望しない

既に処理業の許可(F県・市区名	許可番号	(申請中の場合に)	は、申請年月日)
県のものを含む。)を	r p + =-	<u></u>	よを付してく	ださい。	
場合はその許可番号 場合は申請年月日)	(TO DE 11. M			たこと。 f記してください。	
勿口は中明十万口/				:おり」でかまいま	-
申請者(個人である)	————— 先行許可 場合)	「証提出の場合に	は、本籍、住所	fも必ず記載してく	ださい。
(ふりがな)			本		
氏 名	生年月		住		听
<u>(法人である場合</u> (より	<u>')</u> がな)				
名名	称		住	Ē	近
	きせいしょりさんぎょう		本記重項	証明書のとおり	
	株式会社 適正処理産業 空記事項証明書のとおり 法定代理人(申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合)				
伝足代理人(甲謂有		2万八に規止する	0 木成年有(ごめる場合)	
(ふりがな)			本	<u> </u>	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
氏 名	生年月日		 住		<u> </u>
(法人である場合	*				
	がな) 称		住	Ē	近
1	1/21				
役員(法定代理	単人が法人である場 合	今)			
(ふりがな)	生年月日				籍
氏名	役職名・呼称		住		所
氏	 :名を記入し、ふりた	がなを付してく	ださい。		-
	·国人の方で通称名か				
	:行許可証提出の場合				
_	∷お、役員欄が足りた ○2面を追加して使用			見を別徴に記載する	か、本
		100000)		
役員(申請者が法人			+ ·	ħ	***
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日 、 役職名・呼称			<u> </u>	뚈
,,	昭和20年10月15日	仕足悪の写]		1,	71
しが いちろう 滋賀 一郎			手しのとおり		
100 M	代表取締役	住民票の写し	ンのとおり		
しがたろう	昭和45年9月10日	住民票の写し	しのとおり		
滋賀 太郎 	取締役	住民票の写し	のとおり		
おおつ りゅういち	昭和23月2月12日	- 埼玉県さいたま	卡市五関2丁	`目□番△号	
大津 隆一 	監査役	滋賀県大津市御	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	.号	

(X)	200			場合には	<u> 北必り記入し</u> くくにさ <u>い。</u>		
	発行済株式の 総 数	200	0 株	出資の額	H		
•	(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本	籍		
	24.4 24.0 (B)		割合	住	所		
•	しが いちろう	昭和20年10月15日	1000株	住民票の写しのとおり			
	滋賀 一郎	10/11/20 11/11/11/11	50%	住民票の写しのとおり			
	しがはなこ	昭和26年3月25日	300株	住民票の写しのとおり			
	滋賀 花子	100 100	15%	住民票の写しのとおり			
	しがたろう	昭和45年9月10日	200株	法人については、本籍欄は空欄にし、住所欄に本店所在地を記入してください。			
	滋賀 太郎	10日	10%				
	かぶしきがいしゃおおつさんぎょう		300株				
	株式会社大津産業		15%	登記事項証明書のとおり			
	かぶしきがいしゃしがしょうじ		200株				
	株式会社滋賀商事		10%	登記事項証明書のとおり			
		記入し、ふりがなを		-			
		の方で通称名がある 可証提出の場合は、			.\		
会		ず証促出の場合は、 瀾が足りない場合に					
-	た.ip fin	してください。			£		
	<u> を追加</u> (ふりがな) 氏 名	工十万日	·		本		
	- Н	役職名・呼利		住	所		
	おうみ とおる	昭和30年8月9	9 日 住民票の写しの	住民票の写しのとおり			
	近江 徹	滋賀工場長	住民票の写しの	つとおり			

申請者の政令で定める使用人について氏名を記入し、ふりがなを付してください。 外国人の方で、通称名がある場合は併記してください。 先行許可証提出の場合は、本籍、住所も必ず記載してください。

備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 3 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 4 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

事業計画等審査願提出時には、「滋賀県収入証紙」を貼付しないでください。

事業計画の概要

- 1. 事業の全体計画(変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること) (例)
- ・滋賀県内の建設工事から発生する建設汚泥を排出事業者が指定する産業廃棄物処分業者の中間処理施設まで運搬する。
- ・自動車整備で発生する廃エンジンオイルを排出事業者が指定する産業廃棄物処分業者の中間処理施設 まで運搬する。
- ・滋賀県内の家屋の解体工事から発生する建設系廃棄物を排出事業者が指定する産業廃棄物処分業者の中間処理施設まで運搬する。

予定排出事業場または運搬先の所在地が滋賀県 汚泥および廃油について、限定条件ご 内であることが必要です。 2. 取りとに事業計画を記入してください。 か)の種類及び 積替え又は保管 (特別管 予定運搬 D名称及び 軍搬量 予定排出事業場 を行う場合には 性狀 産業廃棄 所在地(気分場の名称 (t/月又 名称及び所在地 積替え又は保管 はm³/月) の種 及び所在地) 場所の所在地 (株)○○興業 汚泥(無機性汚 ○○建設(株) 滋賀県△△市××町□ 1 10t/月 泥状 泥に限る) 滋賀県内 番〇号 直送の場合 (株)△△環境 (株) 〇〇自工 は記入不要 エンジン 廃油(タールピ 滋賀県××市□丁目○ 2 1t/月 です。 オイル ッチ類を除く) 番△号 町×丁目□番△号 ××産業(株) ○○県□□市××町△ 廃プラスチッ (株)〇〇土建 3 10t/月 番 滋賀県内 ク類 家 屋 \mathcal{O} 紙くず 4 3t/月 同上 産業廃棄物が排出 解 滋賀県外へ運搬す される場所を記入 体 る場合は、「排出事 工 してください。 業者の指定する県 木くず 20t/月 5 事 同上 排出場所が特定で 外の産業廃棄物処 7 きない場合は、市町 分業者」の記載も 発 名または滋賀県内 可能です。 6 繊維くず 2t/月 生 同上 としてください。 す る産 7 ゴムくず 同上 1t/月 同上 業 廃 棄物 8 金属くず 8t/月 ・ガラスくずとは、「ガラスくず、コンクリートくずお よび陶磁器くず」です。 9 ガラスくず ・がれき類とは、「工作物の新築、改築または除去に伴 5t/月 って生じたコンクリートの破片その他これに類する 不要物」です。 20t/月 10 がれき類 同上 備考 取り扱う (特別管理) 産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

事業計画の概要

- 1. 事業の全体計画(変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること) (例)
- ・滋賀県内の家屋の解体工事から発生する建設系廃棄物を排出事業者が指定する産業廃棄物処分業者の中間処理施設まで運搬する。
- ・建設系廃棄物のうち石綿含有産業廃棄物は、最終処分場まで運搬する。
- ・(株)○○で発生する廃蛍光ランプを排出事業者が指定する産業廃棄物処分業者へ運搬する。
- ・(株)△△の○○○ (場所、施設等)から発生するばいじん(水銀含有ばいじん等)を排出事業者が 指定する産業廃棄物処分業者へ運搬する。
- 2. 取 ・水銀使用製品産業廃棄物については、対象となる水銀使用製品の名称を記入してください。 ・水銀含有ばいじん等については、発生工程を簡潔に記入してください。その際、特別管理 産業廃棄物に該当しないことがわかるようにしてください。

	72 x 30 x 131 - 12 x 13 x 30 x 31 - 3 x 1 x 30 x 31 - 3 x 1 x 30 x 31 - 3 x 1 x 30 x 31 - 3 x 31 x 31 x 31 x 31 x 31 x 31					
	の種類	は㎡/月)		名称及び所任地	関督え又は休官 場所の所在地	及び所在地)
1	廃プラスチック類 (石綿含有産業廃 棄物を含む)	10t/月	ませる	(株)〇〇土建 滋賀県内		(株)□□センター 滋賀県○○市△△町× 番○号
2	ガラスくず(石綿 含有産業廃棄物を 含む)	10t/月	生する産業廃棄物家屋の解体工事で	同上		同上
3	がれき類(石綿含 有産業廃棄物を含 む)	10t/月	乗物一事で発	同上		同上
4	廃プラスチック類 (水銀使用 製品産業廃棄 物)		黄	株式会社〇〇 滋賀県△△市□ □町×丁目〇番△ 号		排出事業者の指定する 県外の産業廃棄物処分 業者
5	金属くず (水銀使用製 品産業廃棄物)) 1t/月	光ランプ	同上		同上
6	ガラスくず (水 銀 使 用 製 品産業廃棄物)			同上		同上
7	ばいじん (水銀含有ば いじん等)	1t/月	固体	株式会社△△ 滋賀県□□市× ×町○丁目△番□ 号		同上
8						
9						
10						

備考 取り扱う(特別管理)産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

3. 運搬施設の概要

(1) 運搬車両一覧

	車体の形状	自動車登録番号又は 車両番号	最大積載量(kg)	所有者又は使用者	備考
1	車検証のとおり	滋賀 100 え 4444	車検証のとおり	車検証のとおり	新・継・廃
2	車検証のとおり	滋賀 100 え 4445	車検証のとおり	車検証のとおり	新・継・廃
3	ダンプ	滋賀 100 い 2222	車検証のとおり	車検証のとおり	新・継・廃
4	塵芥車	滋賀 800 い 40	2,000	(株)適正処理産業	新・継・廃
5					
6					新・継・廃
7					新・継・廃
8					新・継・廃
9					新・継・廃
10					新・継・廃

事務所の所在地

滋賀県○○市○○町…(本社)、滋賀県△△市△△町…(△△事務所)

駐車場の所在地

滋賀県××市××町…(××事業場)、滋賀県◎◎市◎◎町…(◎◎駐車場)

※ 付近の見取図を添付すること。

(2) その他の運搬施設の概要

運搬容器等の名称	用途	容量	備考
ドラム缶	 汚泥、廃油、ばいじん 	2001	
フレコンバッグ	石綿含有産業廃棄物	1 m³	
廃蛍光ランプ専用容器	水銀使用製品産業廃棄物 (廃蛍光ランプ)	0. 1 m³	

- 4. 収集運搬業務の具体的な計画(車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。)
- (1) 車両毎の用途

(例1) 運搬車両一覧の1番~3番

汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、 金属くず、ガラスくず、がれき類、ばいじん

(石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等

を含む)

4番 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず

(石綿含有産業廃棄物は除く)

(例2) トラック

汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、 金属くず、ガラスくず、がれき類、ばいじん

一般的にトラックと呼 称されるものは、まと めて表記しても可

(石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を含む)

塵芥車

廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず (石綿含有産業廃棄物は除く)

(2) 収集運搬業務を行う時間

(例)

8時~17時(休憩 1時間)

(3) 休業日

(例)

日曜、国民の祝日、年末年始(12月28日~1月3日)

従業員数内訳

令和○○年△△月××日現在

申請者又は 申請者の登 記上の役員	政令第6条の 10で定める第 4条の7に規 定する使用人	相談役、顧問 等申請者の 登記外の役 員	事務員	運転手	作業員	その他	合 計
3人	1人	0人	1人	4人	0人(4人)	0人	9人

5. 環境保全措置の概要(運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。) これ以外にも、取り扱う廃棄物の性質

等に応じて考慮する点を記入してくだ さい。(例:動植物性残さ等の腐敗物で

あれば悪臭の防止、引火性廃油であれば高温にさらされることの防止など)

- (1) 運搬に際し講ずる措置
 - ・飛散防止のため荷台にはシート掛けを行う。
 - ・汚泥、廃油はドラム缶に収納したものを固定する。
 - ・石綿含有産業廃棄物は、破砕することがないような方法で、かつ、他の廃棄物と混ざらないように フレコンバッグに入れて運搬する。また、石綿含有仕上塗材が廃棄物となったものは、二重こん包 のまま運搬するなど、石綿含有産業廃棄物は「石綿含有廃棄物等処理マニュアル」に則り運搬する。

(塵芥車では運搬しない)

石綿含有産業廃棄物は、破砕することのないような方法により、かつ、その他の物と 混合するおそれのないよう他の物と区分して収集・運搬することとされており、使用 する容器や具体的な運搬方法を記入してください。

なお、石綿含有けい酸カルシウム板第 1 種が切断・破砕されて廃棄物となったもの、除去時に用具又は器具等に付着した石綿含有廃棄物等は石綿含有廃棄物の中でも収集・運搬等の処理の過程における石綿の飛散性が比較的高いと考えられるため、基準で求める飛散流出の防止措置として、フレキシブルコンテナや十分な強度を有するプラスチック袋等に梱包して廃棄物の露出がないようにすることが必要です。

・廃蛍光ランプ(水銀使用製品産業廃棄物)は、破砕することが無く、かつ他の廃棄物と混ざらないように、廃蛍光ランプ専用容器に入れて運搬する。

水銀使用製品産業廃棄物は、破砕することのないような方法により、かつ、その他の物と混合するおそれのないよう他の物と区分して収集・運搬することとされており、使用する容器や具体的な運搬方法を記入してください。

・ばいじん(水銀含有ばいじん等)は、ドラム缶に入れ、運搬する。

使用する容器や具体的な運搬方法を記入してください。

なお、水銀は常温で揮発することに鑑み、水銀含有ばいじん等が金属水銀として含まれる場合は、当該水銀含有ばいじん等の性状を踏まえて必要に応じ、蓋付の容器入れる、二重に梱包する、シートで覆う等、運搬中に揮発した水銀が運搬容器または梱包から漏れることのないような措置を検討してください。

また、高温下では水銀の揮発が促進されるため、高温にさらされないために必要な 措置を講じてください。

(2) 積替施設又は保管施設において講ずる措置

余 白

運搬車両の写真

自動車登録番号又は 滋賀100え4445 車両番号 写真の方向等について図示するのが望ましい。 前 注意事項 面 ・車両の前面(真正面)を撮影すること。 ナンバープレートが確認できること。 ・カラー写真を貼付してください。 写 ・自動車登録番号等が明瞭に識別できるよう撮影してください。 ・トラクタは前から、トレーラは後から撮影し、自動車登録番号が識別できるよ うにしてください。 真 ・カラー写真を貼付してください。 ・運転手側、助手席側いずれか一方のみ撮影し、車全体が写 側 るようにしてください。 ・運搬車に必要な表示が確認できるようにしてください。 注意事項 ・車両の側面(真横)を撮影すること。 ・名称等の車体の表示が確認できること。 面 既に許可を有している場合には所定の事項(「産業廃棄物 収集運搬車」、「会社名(事業者名)」、「許可番号」)が表示さ れていること。 車体の表示が読み取れない場合には、表示部分を拡大した 写 写真も添付すること。 真 撮影年月日を記入してください。 撮影 年 月 日

運搬容器等の写真

運搬容器等の名称	ドラム缶	用途	廃油、汚泥、に	ず いじん
	・カタログ写真は不可とし	ています	0	
注意事項 ・容器等の)全体が写るように撮影すること。			
撮影	年月日を記入してください。	撮影	年	月 日
運搬容器等の名称	フレコンバッグ	用途	石綿含有産業	廃棄物
	・カタログ写真は不可として	こいます。		
注意事項・容器等	の全体が写るように撮影すること。			
撮影	年月日を記入してください。	撮影	年	月 日

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法 内 額(千円) 訳 金 既に、建設業、運送業または(他の自治体 事業の開始に要する における) 産業廃棄物収集運搬業を営んで 25,000 金の総額 資 いるなどの事情により、本県許可による産 業廃棄物収集運搬業を営む基礎を有して +: 地 10,000 いる場合は、「既に〇〇業を営んでおり、 既存の施設を利用するため、事業の開始に 5, 000 事 務 所 際して新たな資金を必要としません。」と 記入してください。 収集運搬車両 10,000 自己資金 15,000 調 借 入 金 10,000 ○○銀行○○支店 5,000 △△銀行△△支店 5,000 達 そ \mathcal{O} 他 方 増 資 法 備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること

	資産に関す	る調書(個人用)	
 資産の種別	内容	数量	↑和○○年△△月××日現在価格、金額(千円)
現金預金	当座預金	2件	5, 000
有価証券	株式	1,000株	1 0 0
未収入金	建設業売上げ	2件	2 0 0
売掛金	不動産売却	1 件	3 0 0
受取手形			
土地		3, 000 m²	30,000
建 物	事務所、車庫	各1棟	10,000
備品			,
車両	収集運搬車両、自家用車	2 台	10,000
その他 	当座預金	2件	5,000
	株式	1,000株	1 0 0
	資 産 計 T	I	60,700
負債の種別	内容	数量	価格、金額(千円)
長期借入金	銀行借入	2件	5,000
短期借入金	銀行借入	1 件	1, 000
未 払 金	給与	1件	3, 000
預り金			
前 受 金			
買掛金			
支払手形			
その他			
	負 債 計	1	9,000

誓約書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへに該当しない者であることを誓約します。

令和〇〇年△△月××日 本申請の提出時に日付を記入してください。

(あて先)

滋賀県知事

申請者

住 所 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

氏 名 株式会社 適正処理産業 代表取締役 滋賀 太郎

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

自動車検査証の写しまたは自動車検査証記録事項の写し 車両の使用権原を有することを証する書類 事務所(住所・本店を含む)および事業場(駐車場を含む)所在地付近の見取図 講習会(収集運搬課程)の修了証の写し 直前3年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表 直前3年分の法人税の納税証明書(その1)(税務署発行) 定款または寄付行為 法人の登記事項証明書 役員の住民票の写し(本籍地(国籍)の記載のあるもので、個人番号(マイナンバ 法 ー) の記載のないもの) 先行許可証の 役員の登記されていないことの証明書 注 提出がある場 合、これらの書 人 5%以上の株主または出資者の住民票の写し(本籍地(国籍)の記載のあるもので、 個人番号(マイナンバー)の記載のないもの)【法人の場合は登記事項証明書】 類は省略でき 5%以上の株主または出資者の登記されていないことの証明書 ます 政令で定める使用人の住民票の写し(本籍地(国籍)の記載のあるもので、個人番 号(マイナンバー)の記載のないもの) 政令で定める使用人の登記されていないことの証明書 直前3年分の所得税の納税証明書(その1)(税務署発行) 直前3年分の確定申告書第一表および第二表(修正申告書にあっては、第一表および第五表)の写し 申請者の住民票の写し(本籍地(国籍)の記載のあるもので、個人番号(マイナン バー)の記載のないもの) 先行許可証の 申請者の登記されていないことの証明書 提出がある場 個 申請者が未成年者の場合は、法定代理人の住民票の写し(本籍地(国籍)の記載の 一合、これらの書 類は省略でき あるもので、個人番号(マイナンバー)の記載のないもの)【法定代理人が法人の場 ます 合は、その法人の登記事項証明書、その法人の役員の住民票の写し】 人 法定代理人の登記されていないことの証明書【法定代理人が法人の場合は、その法 人の役員の登記されていないことの証明書】 注 政令で定める使用人の住民票の写し(本籍地(国籍)の記載のあるもので、個人番 号(マイナンバー)の記載のないもの) 政令で定める使用人の登記されていないことの証明書 注

- * 先行許可証の提出をする場合、「先行許可証の提出に係る申立書」を添付してください。
- *このほか、申請書の内容の確認や審査のため、追加書類を求めることがあります。 詳細は許可の申請に必要な書類一覧を確認してください(p.18~23)。
- 注:「登記されていないことの証明書」は、「成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書」のことであり、法第7条第5項第4号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類です。このほか、医師の診断書、認知症に関する試験結果等も該当します。(p. 20②、p. 21⑥参照)

書類が全て整ったら、原則、郵送で提出してください。(来庁される場合は、事前に 日時を調整してください。)

おって、書類の補正が必要な部分を連絡します。

連絡用にFAX番号を事業計画等審査願に記入願います。

補正資料ができたら、担当者と日程調整の上、来庁もしくは郵送により、資料の差し 替え等を行い、申請手数料を納めて、本申請となります。